

【学修成果に係る評価及び卒業・修了認定の基準等について】

1. 各学科で卒業に必要な卒業要件単位数

本学は教育課程の構成を理学療法士・作業療法士の指定規則に準拠しており、卒業に必要な単位を取得した場合、これらの受験資格を得ることができる。

(1) 理学療法学科

理学療法学科における卒業時に必要な単位取得数を表に示す。

科目		必修科目	選択科目	合計
基礎科目		16 単位	4 単位以上	20 単位以上
職業専門科目		101 単位	—	101 単位
展開科目	統合分野	1 単位	—	20 単位以上
	隣接他分野	5 単位	6 単位以上	
	経営分野	8 単位		
総合科目		4 単位	—	4 単位
計		135 単位	10 単位以上	145 単位以上
卒業要件単位数		145 単位以上		

※「展開科目」の「隣接他分野」「経営分野」の選択科目は、合計で6単位以上とする

(2) 作業療法学科

作業療法学科における卒業時に必要な単位取得数を表に示す。

科目		必修科目	選択科目	合計
基礎科目		16 単位	4 単位以上	20 単位以上
職業専門科目		101 単位	—	101 単位
展開科目	統合分野	1 単位	—	20 単位以上
	隣接他分野	5 単位	6 単位以上	
	経営分野	8 単位		
総合科目		4 単位	—	4 単位
計		135 単位	10 単位以上	145 単位以上
卒業要件単位数		145 単位以上		

※「展開科目」の「隣接他分野」「経営分野」の選択科目は、合計で6単位以上とする

2. 既修得等による単位認定

入学前の既修得単位及び実務経験の単位に換算については、「入学前の既修得単位の認定に関する規程」に定めた。

入学前の既修得単位を卒業に必要な単位として認定を受ける場合は、「修得単位認定申請書（本学指定様式）」、「単位修得証明書又は成績証明書」とともに、必要に応じ「履修した授業科目に関する授業計画(シラバス)」、「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、学長に願出する。

入学前の実務経験を単位に換算する場合は、「実務経験認定申請書（本学指定様式）」、「実務経験認定申請書に記載した実務に従事していた企業等の実務経験証明書」、及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」の提出が必要である。

このほか、「認定技能審査」に係る学修により単位認定を受けようとする者は「認定技能審査の合格を証明する書類」及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」を、TOEIC、TOEFL 又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおいて単位認定を受けようとする者は、「それらを証明する書類」及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務委員会による審査を行ない、教授会の議を経て、学長が単位付与を決定する。

3. 学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する場合

リハビリテーション学部では、総合科目にゼミナールを配置し、卒業研究の作成の指導を中心に総合的な指導を行う。また、基礎ゼミナール2科目を3年次、卒業研究ゼミナール2科目を4年次に行う。

これら科目の指導教員として理学療法学科10名、作業療法学科10名を配置し、十分な指導を行うことができる体制とする。各ゼミナールは10名程度の少人数で行う。ディスカッション、発表等により進める演習科目であり、1単位と設定した。

4. CAP 制の導入

本学は専門職大学として、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成・展開させるため、講義科目に加え、理学療法学科900時間、作業療法学科1,260時間の実習を行う。そのため、学生の負担、自習時間を確保し、豊かな人間性をもつ本学が目指す人材を育成するために、授業科目の年間登録の上限（CAP制）を導入する。

各学科共通し、年間に登録できる履修科目の上限を48単位とする。

5. 長期履修制度

本学において職業を有している等の事由のため、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出があったときは、長期履修生として、その計画的な履修を認めることができる。学修意欲を持ちながらも、何らかの事情により履修や研究の時間制約を受け、標準修業年限での修了が困難と考えられる者を長期履修制度の対象とする。

長期履修の期間は、修業年限に2年を超えない範囲内で学長が許可した期間を加えた年

数とし、学生の在学年限（長期履修を行う期間以外の期間を含む。）は、修業年限の2倍の年数に、学長が許可した期間を加えた年数とする。授業料は標準修了年限で乗じ長期履修期間で除した額を年度ごとに納入するが、授業料及び実習費以外の学費（設備費など）については、通常額となる。

長期履修生に具体的な関する事項は、長期履修生規程に定める。

6. 成績管理の実施及び公表について

- (1) 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し公表している。

<授業計画書の作成・公表に係る取組の概要>

全ての開講科目について、本学指定の書式に則り、担当教員がシラバス（項目：授業概要、到達目標、授業内容、評価法基準、教科書・参考書、履修上の注意）を作成し、4月に公開する。これにより、各科目の授業目標や内容を教員相互に把握することができ、教員間の連携が円滑に行えるようにする。

また学生にはシラバス集を配布するとともに、インターネット上に公開している学務システム（UNIVERSAL PASSPORT）でシラバスを閲覧できるようにし、学生が学修計画を立て、授業の予習・復習の参考にできるようにしている。

- (2) 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定している。

<授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要>

本学ではクラス担任制を取り入れている。また、授業アンケートを実施し学修意欲の把握を行い、GPA制度を取り入れ学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与える方針である。なお、各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を取得することができない。

- (3) 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施している。

<客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要>

成績評価は、S（90点～100点）・A（80点～89点）・B（70点～79点）・C（60点～69点）・D（59点以下）の5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

また、それぞれの評価に対して、GPA（Grade Point Average）制度を導入する。GPA制度は、学生が自らの学修の習熟度を客観的に把握し、学生が学修計画を立てる上での参考となり、学修効果を上げる上で役立てることができる。算出方法は、以下の考え方

による。

	グレードポイント (GP)	成績評価	点数
合格	4	S	90 点～100 点
	3	A	80 点～89 点
	2	B	70 点～79 点
	1	C	60 点～69 点
不合格	0	D	59 点以下

(履修登録科目の GP×当該科目の単位数) の総和

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した全科目の総単位数}}{\text{履修登録した全科目の総単位数}}$$

GPA については学生便覧に掲載するとともに入学時のオリエンテーションで説明している。

7. 卒業の認定に関する方針

。

<大学のディプロマ・ポリシー>

本学は建学の精神『健常者・障がい者・若年者・高齢者など多様な人々が「共生できる社会」の実現と発展』のもとに、養成する人材像の育成に必要な能力として、以下に定める能力及び学則第 51 条に定める修了要件を満たした者に対し卒業を認定し、学位を授与する。本学で卒業までに身に付けるべき内容は、以下のとおりである。

1) 保健医療分野の専門性

保健医療の専門職として必要な専門知識と技術を身に付け、対象者の支援のために適切に活用することができる。

2) 共生社会の理解

共生社会の概念を理解し、障がい者や高齢者など多様な生活者が共生できる社会の実現に意識を置きながら、保健医療の専門職として行動することができる。

3) 課題解決力

保健医療の専門職が直面する様々な課題について、その背景やニーズを把握し、対象者の立場を理解し、課題解決に向け適切に行動することができる。

4) 応用力

QOL の維持・向上や健康寿命の延伸に向け、保健医療の専門分野のみならず、関連する他分野の知識を応用し、視野を広げて業務に取り組むことができる。

5) 組織における経営・マネジメント力

経営・マネジメントの素養を身に付け、保健医療に関する諸課題の改善に取り組むことができる。